後期高齢者医療保険料　納付額決定通知書の見方

【宛名】

１枚目

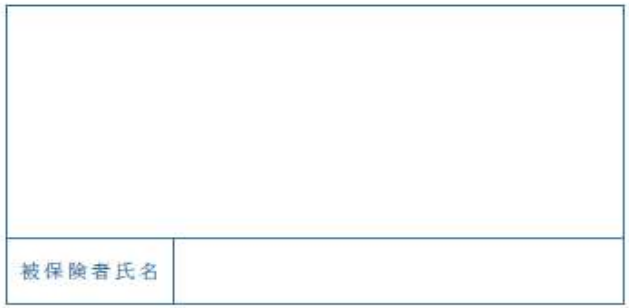

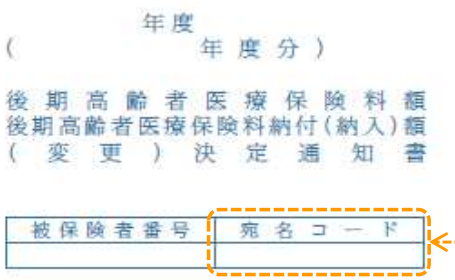

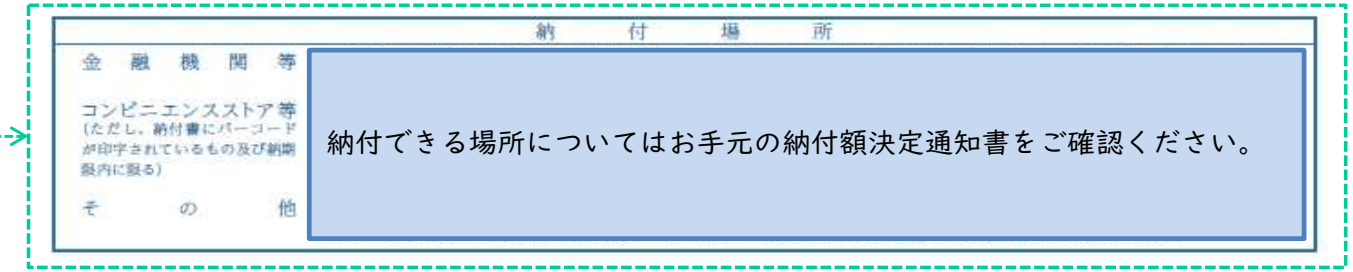

納付書による納付が可能な金融機関等の一覧です。
口座振替の方、及び年金から保険料が差し引かれる方宛ての納入額決定通知書には記載がありません。

電話等によるお問い合わせの折は、
「宛名コード」をお伝えください。

【後期高齢者医療保険料額(変更)決定通知書】
栃木県後期高齢者医療広域連合からの保険料額決定通知です。
＊該当年度の栃木県における保険料額・加入月数のお知らせです。

2枚目-全体

年度　後期高齢者医療保険料（変更）決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を次の通り（変更）決定しましたので通知いたします。

被保険者氏名	
被保険者番号	
決定年月日	
決定理由	

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

年度分の後期高齢者医療保険料額
円

（保険料の決定は栃木県後期高齢者医療広域連合で行います。）

今回保険料（A）	円	－（B）	円

同じ額が記載されます。

＜保険料算定の基礎（保険料計算の内訳）＞

区分		①減額のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×② (12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
医療分	変更前	円	%	円	円	円	円
	変更後	円	%	円	円	円	円
子ども分	変更前	円	%	円	円	円	円
	変更後	円	%	円	円	円	円

区分		⑦所得割軽減額 (12か月分)	軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤−⑥−⑦−⑧	月数	⑩月割減額	⑪保険料額 ⑨+⑩−⑥−⑩
医療分	変更前	円		円	円		円	円
	変更後	円		円	円		円	円
子ども分	変更前	円		円	円		円	円
	変更後	円		円	円		円	円

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

区分		⑫均等割額 (12か月分)	軽減割合	⑬均等割軽減額 (12か月分)	⑭年保険料額 ⑫−⑬	月数	⑮月割減額
医療分	変更前	円		円	円		円
	変更後	円		円	円		円
子ども分	変更前	円		円	円		円
	変更後	円		円	円		円

「⑮保険料額」
変更後欄の医療分、
子ども分の合計が、
1年間の保険料と
なります。

(イ) 栃木県内における年税額を示しています。
「今回保険料（A）」⇒当該通知で決定した保険料を記載しています。
「前回保険料（B）」⇒当該通知前に決定していた保険料額を記載しています。
※当該年度初めて通知が届く場合は
「前回保険料（B）」「差引（A）－（B）」
「変更前」欄については、いずれもアスタリスク(*******)表記になっています。

2枚目【後期高齢者医療保険料額(変更)決定通知書】(ロ)の詳細は次ページになります。

【後期高齢者医療保険料額(変更)決定通知書】 ㊁

2枚目-㊁

区分		①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×② (12ヵ月分)	④均等割額 (12ヵ月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
医療分	変更前	円	%	円	円	円	円
	変更後	円	%	円	円	円	円
子ども分	変更前	円	%	円	円	円	円
	変更後	円	%	円	円	円	円

区分		⑦所得割軽減額 (12ヵ月分)	軽減割合	⑧均等割軽減額 (12ヵ月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額	⑪保険料額 ⑨-⑩
医療分	変更前	円		円	円		円	円
	変更後	円		円	円		円	円
子ども分	変更前	円		円	円		円	円
	変更後	円		円	円		円	円

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

区分		⑪均等割額 (12ヵ月分)	軽減割合	⑫均等割軽減額 (12ヵ月分)	⑬年保険料額 ⑪-⑫	月数	⑭月割減額
医療分	変更前	円		円	円		円
	変更後	円		円	円		円
子ども分	変更前	円		円	円		円
	変更後	円		円	円		円

①賦課のもととなる所得金額 ： **総所得金額等－基礎控除**※（※前年の合計所得金額が２，４００万円を超える場合は段階的に減額）
②所得割率 ： **令和８年度**において栃木県内は**【医療分：９．００%】、【子ども分：０．２５%】**です。
③所得割額 ： ①×②
④均等割額 ： **令和８年度**において栃木県内は**【医療分：４９，１００円】、【子ども分：１，３００円】**です。
⑤算出額 ： ③+④
⑥限度超過額 ： **令和８年度**において栃木県内は**【医療分：８５万円】、【子ども分：２万１,０００円】が年間保険料上限額となり、これを超過した額（減額された額）を記載しています。**

⑦所得割軽減額 ： 軽減により減額した額を記載しています。
賦課期日（４月１日または栃木県における資格取得日）時点の世帯主および被保険者の総所得金額等に対し、均等割の軽減を行っています。
均等割軽減割合 ： 軽減の割合を記載しています。
⑧均等割軽減額 ： 軽減により減額した額を記載しています。
⑨年保険料額 ： ⑤－⑥－⑦－⑧　で算出しています。
月数 ： 栃木県における後期高齢者医療加入月数です。
⑩月割減額 ： ⑨を月割計算するうえで減算される額を記載しています。

被用者保険の被扶養者だった被保険者（元被扶養者）について、制度加入後2年間は均等割額の5割（賦課期日時点の均等割の軽減割合の方が大きい場合は、その割合）が軽減されるため、こちらにその該当期間の均等割額を月割で表示しております。
⑪均等割額 ： **令和８年度**において栃木県内は**【医療分：４９，１００円】、【子ども分：１，３００円】**です。
均等割軽減割合 ： 元被扶養者に該当している期間の軽減の割合を記載しています。
⑫均等割軽減額 ： 元被扶養者に該当している期間の軽減額が記載されます。
⑬年保険料額 ： ⑪－⑫　で算出しています。
月数 ： 元被扶養者に該当している期間に均等割額が軽減されている月数です。
⑭月割減額 ： ⑬を月割計算するうえで減算される額を記載しています。

【後期高齢者医療保険料納付(納入)額(変更)決定通知書】
小山市からの保険料納付(納入)額決定通知書です。
＊該当年度の小山市における保険料額・加入月数・納付方法及び
各納期の保険料のお知らせです。

3枚目-全体

様式第５号

年度　後期高齢者医療保険料納付(納入)額(変更)決定通知書

年度分の小山市後期高齢者医療保険料額を次のとおり(変更)決定しましたので通知いたします。　小山市長

被保険者氏名	
被保険者番号	
宛名コード	
決定理由	

年度分の小山市後期高齢者医療保険料額(月数)
円(　　ヶ月分)

＜年金から差し引かれる額(特別徴収)＞

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	特別徴収合計額
変更前	円	円	円	円	円	円	円
決定・変更後	円	円	円	円	円	円	円

年度仮徴収額	
4月	円
6月	円
8月	円

※　年度の仮徴収額です。
年度10月以降の保険料額につきましては、　年7月に通知いたします。

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

＜納付書で納める額(普通徴収)＞

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	普通徴収合計額
変更前	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決定・変更後	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納期限									

※納付済額は、　現在で確認できている額です。
※今後は今回お送りしました(変更後の)納付書で納付をお願いいたします。

(ハ)
(ニ)

小山市内における該当年度の保険料額及び加入月数を表しています。

※中段以降(　ハ　ニ　)　の詳細は次のページになります。

【後期高齢者医療保険料納付(納入)額(変更)決定通知書】

(八) (二)

3枚目 -(八)　年金差引及び納付書による納付を行う場合

<年金から差し引かれる額(特別徴収)>

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	特別徴収合計額
変　更　前	円	円	円	円	円	円	円
決定・変更後	円	円	円	円	円	円	円

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

※

年度仮徴収額	
4月	円
6月	円
8月	円

年度の仮徴収額です。
年度10月以降の保険料額につきまして は、　年7月に通知いたします。

【特別徴収】（公的年金からの差引納入）

各年金支給月に差し引く保険料額、及び合計額を記載しています。

「特別徴収義務者」　⇒　保険料を年金から差引する義務を負う者です。

「特別徴収対象年金」⇒　保険料が差引かれる年金の名称が記載されます。

「○年度仮徴収額」⇒ 翌年度の保険料について、年間保険料が決定するまでの間、当該年度の保険料に基づいた仮の額で年金差引（仮徴収）を行います（翌年度の４・６・８月）。翌年度10月以降の保険料額は、同７月に年間保険料と併せて通知いたします。

3枚目-(二)

<納付書で納める額(普通徴収)>

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	普通徴収合計額
変　更　前	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決定・変更後	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納 付 済 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納　期　限									

※納付済額は、　現在で確認できている額です。
※今後は今回お送りしました(変更後の)納付書で納付をお願いいたします。

【普通徴収】（納付書又は口座振替による納付）

第１期～第８期までの各納期に納めていただく金額、納期限日及び合計額を表示しています。

納付済額には、納付情報が金融機関から小山市まで到達するのに時間を要するため、最新情報が反映されていない場合があります。

【後期高齢者医療保険料納付(納入)額(変更)決定通知書】　　㈡追加分

3枚目－㈢'　口座振替による納付がある場合

＜口座から引き落とされる額(普通徴収)＞

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	普通徴収合計額
変更前	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決定・変更後	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納期限									

金融機関名			
口座番号		種目	振替方法
口座名義人			

※納付済額は、　　現在で確認できている額です。
※指定された預貯金口座は左記のとおりです。
・個人情報保護のため、口座情報の一部を表示しておりません。
・口座振替済額は、ご利用の預貯金通帳を記帳のうえご確認ください。

小山市にご登録いただいている振替口座を表示しています。
振替方法には全期または各期の別が表示されます。

3枚目－㈢''　随時期納付(過年度分又は3月～6月中の納期限分)がある場合

＜納付書で納める額(普通徴収)＞

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
変更前	円	円	円	円	円	円	円	円
決定・変更後	円	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円	円	円	円
納期限								

	現年度随時期				普通徴収合計額
変更前	円	円	円	円	円
決定・変更後	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円
納期限					

※納付済額は、　　現在で確認できている額です。
※随時分の保険料は、年金からの差し引きや、口座振替による納付ができません。今回お送りしました納付書で納付をお願いいたします。

過年度分、又は３月～６月中の納期限での納付が発生した場合、
随時期納付用の通知をお送りしております。

【更正事由】

今回の更正内容について詳細に説明しています。

※新規資格取得時の例

4枚目

＜７５歳を迎えられ、新たに資格を取得された方へ（ご案内）＞　　０２０９

７５歳になりますと、すべての方が後期高齢者医療保険制度へ加入することとなっております。
通知をよくお読みいただき、制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

【保険料の納め方】
○今年度分は、納付書（または口座振替）での納付をお願いいたします。来年度より、年金からの差し引きが可能な方については、年金からの差し引きを開始します（その際は通知にてお知らせいたします）。今まで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も、口座振替で納める場合は、新たに口座振替の手続きが必要になります。

※なお、年金からの差し引きで納めた保険料を所得税・市県民税の申告で社会保険料控除として使う場合は、年金からお支払いになったご本人の分の控除額となります。

有資格月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○

○ … 小山市で資格を保有
△ … 栃木県内の他市で資格を保有
－ … 栃木県内で資格なし